

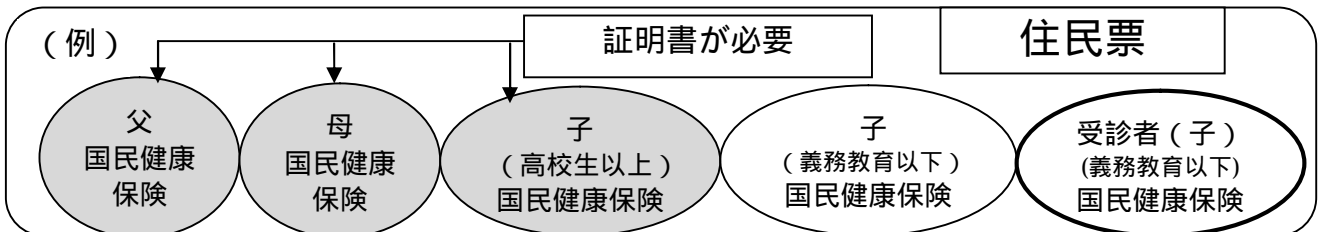
「支給認定基準世帯」の所得を確認する住民税の所得課税証明書

「支給認定基準世帯」の単位については、受診者と同じ医療保険に加入している方の範囲となります。

「支給認定基準世帯」の所得は、その世帯における医療保険の保険料の算定対象となっている方の所得を確認することとなります。次の説明を参考にしてください。

受診者が加入している医療保険が市町村の**国民健康保険**の場合

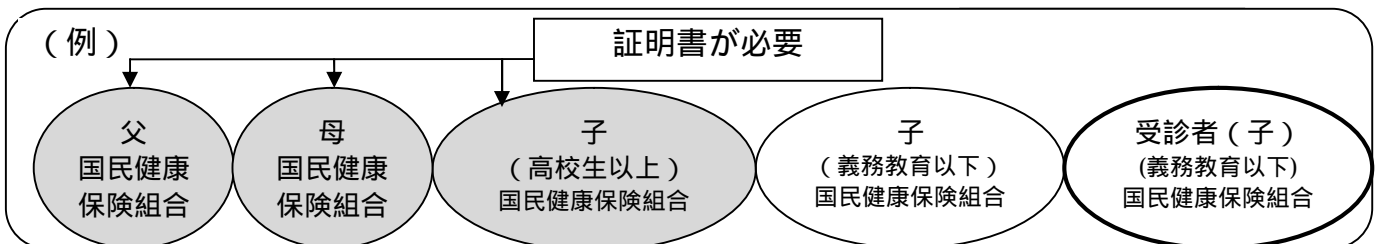
住民票内の被保険者全員の所得を確認することができる書類を提出してください。



特例として、受診者が国民健康保険に加入し、その保護者が後期高齢者医療に加入している場合は、当該受診者の保護者と当該受診者が加入する国民健康保険の被保険者（受診者と住民票上同一の世帯の者）の書類が必要となります。

受診者が加入（被扶養者として加入）している医療保険が**国民健康保険組合**の場合

組合員及び世帯でその扶養になっている人全員の所得を確認することができる書類を提出してください。



受診者が加入(被扶養者として加入)している医療保険が**被用者保険** の場合

(全国健康保険協会、各種健康保険組合、各種共済組合)

被保険者の所得を確認することができる書類を提出してください。

(被保険者の住民税が非課税の場合は、後日他の方の所得の確認書類を提出いただく可能性があります。)

